

(仮訳)

2012年4月16日  
BIS 支払・決済システム委員会  
証券監督者国際機構専門委員会

## 『金融市場インフラのための原則』 共同議長サマリーノート

支払・決済システム委員会（CPSS）と証券監督者国際機構（IOSCO）専門委員会は、本日、『金融市場インフラのための原則』と題する報告書を公表した。

- 本報告書は、システミックに重要な資金決済システム、証券集中振替機関、証券決済システム、清算機関、取引情報蓄積機関を含む金融市場インフラ（FMI）のための新たな国際基準を主な内容としている。本報告書は、これら FMI のための既存の基準<sup>1</sup>に置き換わるものである。
- 新たな基準は、従来の 3 つの基準と比較して、内容の更新・調和・強化が図られている。これらの強化された基準は、金融危機、特に参加者破綻に対して FMI がより頑健になるよう設計された。
- 本報告書は、FMI の規制・監督・オーバーサイトを行う関係当局の責務を更新したものも含んでいる。
- CPSS と IOSCO のメンバーは 2012 年末までに新たな基準を採用し、可能な限り早期にその適用を開始するよう努める。FMI は可能な限り早期に新たな基準を遵守することが期待される。

本報告書は、FMI 向け国際基準に関する 10 年超の経験、金融危機からの重要な教訓と、CPSS、IOSCO、その他の国際基準設定主体の近年の政策対応を組み込んでいる。本報告書は、広範な公式市中協議や非公式の対話を通じたフィードバックも取り込んでいる。さらに、本報告書は、中核的な金融インフラや金融市場を強化する 20 か国財務大臣中央銀行総裁会議（G20）や金融安定理事会（FSB）のイニシアティブに資するものである。

本報告書の基準は、システミックに重要な資金決済システム、証券集中振替機関（CSD）、証券決済システム（SSS）、清算機関（CCP）、取引情報蓄積

---

<sup>1</sup> 既存の基準は、『システミックな影響の大きい資金決済システムに関するコア・プリンシプル』（CPSS 2001 年）、『証券決済システムのための勧告』（CPSS-IOSCO 2001 年）および『清算機関のための勧告』（CPSS-IOSCO 2004 年）として公表されている。

機関（TR）向けのものである。本報告書には CPSS と IOSCO の店頭（OTC）デリバティブ CCP のための指針も盛り込まれている。

FMI 毎に特定の成果を達成するためのアプローチは異なっている。この点を認識したうえで、本報告書の基準は一般に原則主義を採っている。もっとも、一部の基準については、FMI 間および各国間でリスク管理に関する共通の最低水準を確保するため、具体的な最低要件を設定している。

上述のとおり、本報告書は、各 FMI に対する既存の国際基準に置き換わるものであるが、『証券決済システムのための勧告』の市場全体に向けた特定の勧告については引き続き有効である（本報告書付録 C 参照）。CPSS と IOSCO は、市場全体に向けたこれらの勧告について、将来、全面的な見直しを行う可能性がある。

新たな基準（以下「新原則」という）は、全体として、リスク管理に係る指針を強化し、新たな要件を提示し、TR など異なる種類の FMI に原則の対象と適用範囲を広げるものである。たとえば、新原則は、一部の FMI に対して、信用リスク、資金流動性リスク、ビジネスリスクに備えた財務資源を、これまでよりも高い水準に維持するよう求めている。同じく重要なものとして、FMI 運営に係るガバナンスについて、これまでよりも広範な指針を提示している。さらに、FMI への階層的参加形態に関連するリスクについて、より詳細な指針を提示するとともに、新たに透明性についても重点を置いている。新原則は、当局が FMI に対する実効的な規制・監督・オーバーサイトを提供するための 5 つの責務によって補完されている。これらの新原則と当局の責務は、（当局間）協力、アクセス、CCP の破綻対応に係る G20 と FSB の戦略と整合性を有している。

本報告書には、『金融市場インフラのための情報開示の枠組み』、『金融市場インフラのための原則および当局の責務の評価方法』が付属する。この情報開示の枠組みと評価方法は、60 日間の市中協議に付される。これらの付属文書は、市中協議を経たうえで確定され、公表される予定である。

## 背景

CPSS と IOSCO は、FMI 向け国際基準の見直しと更新を 2010 年に開始した。このイニシアティブは主に、金融危機時の金融市場におけるリスクや不確実性の増大と、金融市場における FMI の役割や重要性の高まりを反映したものである。FMI は、先般の金融危機時における金融システムの頑健性の源泉であった。全体としてみれば、FMI は期日どおりに債務の決済を行い、市場参加者に取引を継続していくための信頼を与えるものであった。しかし、金融危機は、より厳しいストレス状況に対応していくための、実効的なリスク管理に向けた重要な教訓と、FMI の強固なガバナンスとオーバーサイトの必要性を示すものでもあった。

FMI 向け国際基準の見直しは、重要な市場インフラを含む金融市場の安全性と健全性の強化に向けた G20 と FSB の目標に資することも目的としている。特に、G20 は、標準化された OTC デリバティブ商品の清算集中と、OTC デリバティブ取引データの取引情報蓄積機関への報告を義務付けることとしている。さらに、レポ取引のような資金取引の決済において清算集中は顕著になってきており、今後その役割はさらに拡大するであろう。FMI はグローバル金融市場や国内金融市場においてその役割がより重要となってきた。それゆえ、その重要性と統合的なリスク管理実務を備えていることは不可欠である。新原則の早期実施は、2012 年末までの清算集中とデータ報告を求める G20 のコミットメントを満たすうえで極めて重要である。

### 当局間協力・アクセス・破綻対応に係る G20 と FSB の方針の支持

まず第一に、本報告書は、当局間協力、アクセス、破綻対応に係る G20 と FSB の方針を支持するものである。

CPSS と IOSCO は、中央銀行・市場監督者・その他の関係当局の間での実効的な協力と協調が国内・国際の双方において必要になると認識している。これは、複数の法域や市場にサービスを提供するグローバルな FMI の重要性や FMI の相互関連性が高まってきたことによるものである。本報告書では、中央銀行と証券監督者各々の既存の協力の枠組みに基づき、複数の当局によって監督される FMI の安全性と効率性の促進を目的として、中央銀行と市場監督者の間での協議・協力のための新たな枠組み（責務 E 参照）が策定されている。

本報告書は、FMI へのアクセスについても取り扱っている。FMI は、自身の安全性と効率性を確保する一方で、公平で開かれたアクセスを提供するアクセス方針を策定すべきである。特に CCP へのアクセスは、2012 年末までに全ての標準化された OTC デリバティブを清算集中させるという G20 のコミットメントの観点からも、より一層重要である。グローバル金融システム委員会（CGFS）は、2011 年 11 月に公表した報告書で、グローバルな CCP への直接参加、階層的参加形態の取極め、ローカルな CCP の設立、CCP 間のリンクの構築といった代替的なアクセス形態のインプリケーションについて検討を行った<sup>2</sup>。本報告書の新原則、こうした CGFS の作業を反映したうえで、これらの様々な取極めに照らして、FMI が直面するリスクの特定・モニタリング・削減・管理を取り扱っている。

本報告書は、いくつかの原則で FMI の破綻対応を取り扱っているが、これは、FMI の実効的な破綻対応の枠組みを構築するという FSB の目的と統合的なものである。新原則は、平常時と極端であるが現実に起こり得る市場環境の両方において、FMI が可能な限り円滑な業務運営を確保することに焦点を当て

---

<sup>2</sup> 『OTC デリバティブ清算機関へのアクセス：多様なアクセス形態に関するマクロ金融的含意』（CGFS 2011 年）を参照。

ている。しかし、極端な状況下では、あらゆる予防措置を取っているにもかかわらず、FMI が義務や責任を果たすことが困難となり得るような極端なストレスに直面する可能性もある。限界的には、事業継続が不可能な状態や債務超過状態に陥る可能性もあろう。特定の状況や関係する法域において当局が行使可能な権限次第ではあるが、必要不可欠なサービスの継続確保や金融システムの混乱の緩和を目的として、FMI もしくは関係当局、またはその双方による対応が取られ得る。新原則は、FMI の回復や秩序立った撤退計画の実行に備え、それらを容易にするために、FMI が取るべき多くの方法を示している。FMI はまた、自身の制度設計や業務運営において適用可能な破綻制度を検討すべきである。今後の CPSS-IOSCO の作業は特に、FMI の破綻対応に焦点を当てていくことになる。

## FMI 向け国際基準の強化・調和

CPSS と IOSCO は、最低要件を引き上げ、より詳細な指針を提示し、新たなリスク管理に関する課題や新しいタイプの FMI をカバーするために基準の範囲を広げることで、FMI 向け国際基準の強化・調和を行った。本報告書の 24 の原則は、(a) 組織全般、(b) 信用・資金流動性リスク管理、(c) 決済、(d) 証券集中振替機関と価値交換型決済システム、(e) 破綻時処理、(f) ビジネスリスク管理とオペレーショナルリスク管理、(g) アクセス、(h) 効率性、(i) 透明性、の 9 つの分野に分類される。これらの大分類は、安全で効率的な FMI の制度設計と業務運営のために必要な主たる要素を含んでいる。

## 組織全般

本報告書の最初の 3 つの原則は FMI の組織全般についての指針を提示している。これらは FMI のリスク管理のための強固な基盤構築に資するものである。原則 1 (法的基盤) では、FMI が自身の活動のために強固な法的基盤を有することを求めている。原則 2 (ガバナンス) では、FMI の安全性と効率性に焦点を当て、広範な金融システムの安定、その他公益に対する配慮および関連する利害関係者の目的に資する頑強なガバナンス構造を持つことを求めている<sup>3</sup>。同原則はまた、取締役会の役割、責務、構成について、以前の基準よりも詳細な指針を提示している。原則 3 (包括的リスク管理の枠組み) は、参加者、顧客、その他の主体から生じるリスクや、FMI がそれらにもたらすリスクを含め、リスクに対する統合的かつ包括的な視点を FMI に求めた新たな原則である。

---

<sup>3</sup> さらに、財務資源に関する原則など他のいくつかの原則においても、追加的な指針を提示するためにガバナンスに関する論点が個別に言及されている。

## 信用・資金流動性リスク管理

原則 4 から原則 7 は、FMI の支払、清算、決済の過程から生じる、信用リスクと資金流動性リスクの管理を取り扱っている。以前の国際基準と異なり、本報告書では、信用リスクと資金流動性リスクを区別し、これらのリスク管理を扱う個別の原則を提示している。原則 4（信用リスク）と原則 7（資金流動性リスク）は、原則 5（担保）と原則 6（証拠金）によって補完されている。総合すると、これら 4 つの原則は、FMI が極端であるが現実に起こり得る市場環境においても確実に業務を継続し、金融システム安定の源泉たり得るように設計されている。

原則 4 は、信用リスク管理を対象としており、システミックに重要な資金決済システム、SSS、CCP に対し、高い信頼水準で、各参加者に対する信用エクスポージャーが担保で完全にカバーされることを求めている。さらに、同原則は、より複雑なリスク特性を伴う清算業務に従事する CCP、もしくは、複数の法域においてシステミックに重要な CCP に対し、極端であるが現実に起こり得る市場環境で、少なくとも、最大の総信用エクスポージャーをもたらす可能性のある 2 先の参加者とその関係法人の破綻に耐え得る追加的な財務資源を備えることを求めている。他の CCP に関しては、極端であるが現実に起こり得る市場環境で、少なくとも、最大の総信用エクスポージャーをもたらす可能性のある参加者とその関係法人の破綻に耐え得る追加的な財務資源を備えることを求めている。また、参加者破綻に伴う損失のうちカバーできなかった部分の扱いに関する明確なルールと手続や、必要に応じて財務資源の補填に関する明確なルールと手続を設けることを新たに FMI に求めている。

原則 5（担保）と原則 6（証拠金）は、FMI が信用エクスポージャーをカバーするために保有すべき担保に関する論点を扱っている。原則 5 は FMI が信用エクスポージャーを管理するために徴求する担保の質、形態、管理について扱っている。原則では、FMI が受け入れる担保は信用リスク・市場流動性リスク・マーケットリスクが低いものであることを求めている。さらに原則は、FMI が保守的な掛目と担保資産の集中に関する上限を適切に設定し、実施することを求めている。原則 6 は特に CCP に適用され、証拠金制度とモデルについて扱っている。参加者に対するポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーへの厚いバッファーを持つため、CCP は推計された将来エクスポージャーの分布に対して、少なくとも確立した手段で計測された 99% の片側信頼水準を満たす水準で当初証拠金を設定すべきである。また、同原則は、日次で厳格なバックテストを行い、少なくとも月次でモデルの感応度分析を実施することで、証拠金モデルのパフォーマンスや、証拠金全体でのカバレッジを分析し、モニタリングすることを CCP に求めている。原則 5 と原則 6 は共に、プロシクリシティと誤方向リスクの管理に関する新たな指針を含んでいる。

原則 7（資金流動性リスク）は、資金流動性リスク管理の最低要件を引き上げている。同原則は、関連する全ての通貨について、広範な潜在的ストレスシナリオの下で高い信頼水準をもって同日中、必要に応じて日中や複数日に亘る

支払債務を決済できるだけの十分な流動性資源を保持することを FMI に求めている。これらのシナリオは、極端であるが現実に起こり得る市場環境で、最大の総流動性債務をもたらす可能性のある参加者とその関係法人の破綻を含むべきである。より複雑なリスク特性を伴う清算業務に従事する CCP、もしくは、複数の法域においてシステミックに重要な CCP は、極端であるが現実に起こり得る市場環境で、最大の総流動性債務をもたらす可能性のある 2 先の参加者とその関係法人の破綻を含むシナリオを考慮すべきである。信用リスクの原則と同じく、原則 7 は、流動性不足への手当が枯渇した場合に対処する明確なルールと手続や、必要に応じて流動性資源の補填に関する明確なルールと手続を設けることを FMI に求めている。

原則 4 と原則 7 の定量的要件に基づいて保有する財務資源・流動性資源の水準を決定し、その十分性を検証するために、FMI は定期的かつ厳格なストレステストを実施すべきである。特に原則 4 は CCP が財務資源の水準の十分性について検証を行うことを、そして原則 7 は資金決済システム、SSS、CCP が、流動性資源の十分性について検証を行うことを求めている。これらの原則は、標準的で事前に定められたパラメーターと各種仮定に基づいたストレステストを日次で実施することを求めている。関連する FMI は、現在の市場環境やその今後の展開に照らしたうえで、これらパラメーターや仮定の適切性を確保するために、少なくとも毎月、ストレスシナリオやモデル、基本となるパラメーターや各種仮定について、包括的で綿密な分析を実施することを求められている。また、FMI は少なくとも年に 1 回、リスク管理モデルの十分な検証を実施することが求められている。特に重要な点は、財務・流動性資源の十分性の評価や必要に応じた調整に、これらのストレステストの結果を利用すべきことである。

## 決済

決済リスクとは、決済が予定通りに行われずリスクであり、原則 8 から原則 10 で取り扱われている。FMI は、取引の決済が自らの帳簿上、他の FMI の帳簿上、または外部主体（たとえば、中央銀行や商業銀行）の帳簿上のいずれで行われた場合でも決済リスクに直面する。原則 8（決済のファイナリティ）は、FMI によって処理される取引のファイナリティの基本的な論点について言及している。FMI は、ファイナルな決済を明確かつ確実に提供するように設計されるべきである。必要もしくは望ましい場合には、FMI はファイナルな決済を日中随時または即時に提供すべきである。原則 9 は、資金決済に関する以前の指針を強化し、FMI が中央銀行マネーで資金決済を行うことを強く奨励している。中央銀行マネーの利用が実務的に難しい、もしくは利用可能ではない場合、FMI は商業銀行マネーの利用に伴って生じるリスクを削減すべきである。加えて、原則 10 は、現物の受渡しを行う FMI に指針を提示している。特に FMI は金融商品やコモディティの現物の受渡しに関する債務を明確に規定すべきである。

## 証券集中振替機関と価値交換型決済システム

原則 11（証券集中振替機関）と原則 12（価値交換型決済システム）は、FMI の機能や制度設計に伴って FMI が直面する特有のリスクについて、以前の指針を統合し、調和させたものである。CSD が行う業務の性質や範囲は法域や市場慣行に応じて多様であるものの、CSD は証券の保護において重要な役割を果たし、証券の発行・取引の完全性の確保にも資する。原則 11 は、帳簿上の記載による証券決済（振替決済）のために、CSD が不動化または無券面化された形式で証券を保持することを求めている。同様に、価値交換型決済システムは、元本リスクを軽減するうえで重要な役割を果たす。原則 12 は、一方の債務のファイナルな決済が、他方の債務のファイナルな決済が行われる場合のみ実行されることを確保することにより、元本リスクを除去することを価値交換型決済システムに求めている。

## 破綻時処理

新原則は、FMI が参加者破綻時の処理を行うための適切な方針と手続を設けることを求めている。原則 13（参加者破綻時処理の規則・手続）は、全ての FMI が参加者破綻時の処理を行うための実効的かつ明確に定義された規則や手続を設けることを求めている。これらの規則と手続は、FMI が参加者破綻時に債務の履行を継続することを可能ならしめるべきである。原則 14（分別管理・勘定移管）は、CCP のみに適用される新たな原則である。同原則は、CCP が、参加者の顧客ポジションと、当該ポジションに関して CCP に持ち込まれた担保の分別管理・勘定移管を可能とする規則と手続を設けることを求めている。CCP 内における適切な分別管理・勘定移管は、標準化された OTC デリバティブ商品の清算集中のための G20 のマンドートの観点からも特に重要である。

## ビジネスリスク管理とオペレーショナルリスク管理

ビジネスリスク、保管・投資リスク、オペレーショナルリスクは、それぞれ原則 15、原則 16、原則 17 で扱っている。原則 15（ビジネスリスク）は、参加者破綻とは関連していない事業上の損失の結果 FMI が突然業務を停止し得るリスクから、参加者や金融システムを守るために設計された新たな原則である。原則 15 は、特に、事業上の損失が発生した場合に、継続事業体として、あるいは回復や秩序立った撤退の期間中においても、業務やサービスの提供を継続できるように、最低限、6 か月分の営業費用に等しい資本を財源とするネットベースの流動資産を保有することを求めている。これらの資産は、財務資源に関する諸原則に基づいて参加者破綻などのリスクをカバーするために保有する資源とは別途確保されるべきである。原則 16（保管・投資リスク）は、FMI が、参加者の資産とともに FMI 自身の資産を保全し、FMI 全体のリスク管理方針と統合的な投資方針を維持することを求めている。原則 17（オペレーショナルリスク）は、業務運営の信頼性と頑健性の要件を強化している。たと

例えば業務継続管理は、広域または大規模な障害発生時も含めて、事務処理の適時の復旧と FMI の義務の履行を目的とすべきである。業務継続計画は、極端な状況下でも FMI による当日中の決済完了を可能とし、不可欠なシステムは障害発生から 2 時間以内に再開するように設計されるべきである。

## アクセス

原則 18、原則 19、原則 20 は、FMI への公平で開かれたアクセスの必要性や、代替的なアクセスの取極めに伴って生じるリスクの管理を扱っている。原則 18（アクセス・参加要件）は、FMI 自身の安全性と効率性を確保する一方、公平で開かれたアクセスを提供する適切なアクセス方針の策定のための指針を FMI に提示している。原則 19（階層的参加形態）は、FMI に、間接参加者によりもたらされる重大なリスクを特定・モニタリング・管理することを求めた新たな原則である。原則 20（FMI 間リンク）は、リンクの取極めに参加する FMI に対するより詳細で特有の要件を含んでいる。特に直接的もしくは間接的に他の FMI とリンクする FMI は、これらのタイプの取極めから生じるリスクを特定・モニタリング・管理すべきである。

## 効率性

効率性に関する論点は、原則 21 と原則 22 で扱っている。原則 21 は、効率性・実効性について言及している。FMI は、参加者と業務を提供する市場のニーズを満たすうえで効率的かつ実効的であるべきである。効率性は、FMI が何を実行することを選択するか、どのように実行するか、必要とされる資源などを網羅する幅のある概念である。実効性は、FMI がその中核的な目標と目的を満たす方法にも関連する。原則 22 は、効率性の伝統的な一側面である通信手段・標準の利用について言及している。FMI は、効率性を促進するため、国際的に受け入れられている通信手段・標準を使用し、または最低限、これに適合すべきである。クロスボーダー業務を維持する、もしくはクロスボーダー・サービスを提供する FMI にとって、国際的に受け入れられている通信手段・標準の利用は特に重要である。

## 透明性

最後に、原則 23 と原則 24 は透明性について扱っており、FMI の適切な意思決定をその参加者、関係当局、公衆に対して通知し、サービスを提供している市場において FMI の信頼が高まるように、適切な情報を提供することを求めている。原則 23（規則・主要手続・市場データの開示）は、参加者のみならず将来参加が見込まれる先についても、FMI への参加に伴うリスク、手数料、その他の重要な費用について正確に理解することができるよう、FMI による十分な開示を求めている。さらに、FMI は『金融市場インフラのための情報開示



の枠組み』への回答を公表し、定期的な見直しを行うことが求められている。原則 24（取引情報蓄積機関による市場データの開示）は、TR のみに適用される新たな原則であり、TR に市場データの開示を求め、参加者、関係当局、公衆が、TR がサービスを提供する OTC デリバティブ市場や他の関連する市場を適時に評価できるようにすることを求めるために設けられた。

## 統合的な国際利用と遵守

原則が国際的に整合性をもって利用され、遵守されるよう、本報告書は、FMI のオーバーサイト・監督・規制について、中央銀行・市場監督者・その他の関係当局の責務についても言及している。加えて CPSS と IOSCO は、FMI による統合的な情報開示と国際金融機関や各国当局による FMI の評価を促進するために、『金融市場インフラのための情報開示の枠組み』と『金融市場インフラのための原則および当局の責務の評価方法』を策定している。

## FMI に関係する当局の責務

本報告書は、FMI への実効的な規制・監督・オーバーサイトにおける、中央銀行・市場監督者・その他の関係当局向けの 5 つの責務を概説している。責務 A は、FMI が中央銀行・市場監督者・その他の関係当局による適切な規制・監督・オーバーサイトに服することを求めている。責務 B は、これらの当局が、FMI に対する規制・監督・オーバーサイトを行ううえで、その責務を遂行するための権限と資源を備えることを求めている。責務 C は、当局が、FMI に対する規制・監督・オーバーサイトの方針を明確に定義し、開示することを求めている。責務 D は、関係当局が、FMI に関する CPSS-IOSCO の原則を採用し、統合的に適用することを求めている。責務 E は、中央銀行・市場監督者・その他の関係当局が、FMI の安全性・効率性を促進するうえで、適切な場合には国内・国際の双方の関係において相互に協力することを求めている。FMI の当局は、本報告書の責務を受け入れるとともに、指針とすることが期待される。

## 情報開示の枠組みと評価方法

加えて、CPSS-IOSCO は、『金融市場インフラのための情報開示の枠組み』と『金融市場インフラのための原則および当局の責務の評価方法』を公表する予定である。情報開示の枠組みは、原則 23 を満たすうえで、FMI による統合的な情報開示を促進することを企図している。評価方法は、原則と責務の遵守を評価、モニタリングするための指針を提示している。評価方法は、主に国際的な外部評価機関、特に国際通貨基金や世界銀行向けのものとして企図されている。また、各国当局に対しても、各当局のオーバーサイトや監督における新原則の遵守状況の評価や、規制・監督・オーバーサイトの主体としての責務の自己評価を行ううえでの基準を提示している。各国当局はこの評価方法を

そのまま利用してもよいし、各国でオーバーサイトや監督を行ううえで同程度の実効性を有した評価方法を策定するために利用することも可能である。また、評価方法は、新原則の遵守状況に関する自己評価のために FMI が利用することも可能である。これら 2 つの文書についての市中協議文書を本報告書とともに公表する。

## 次のステップ

本報告書の公表は、FMI の安全性と効率性の向上に向けた CPSS と IOSCO による作業の最初のステップである。上述のとおり、両委員会は市中協議文書として情報開示の枠組みと評価方法を公表する。これらの文書は速やかに確定され、市場の透明性の向上、国際基準の遵守レベルの共通化の促進に利用されることとなる。

さらに、上述のとおり、CPSS と IOSCO は FMI の破綻対応について追加的な作業を行っている。この作業は、FMI の特性を考慮に入れながら、FSB が策定した『金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性』と統合的な回復・破綻対応の制度設計についての指針を提示することを目的としている。

最後に、CPSS と IOSCO メンバーは、2012 年末までに新原則を採用し、可能な限り早期にその適用を開始するよう努める。FMI は可能な限り早期に新原則を遵守することが期待される。今後数か月の間、CPSS と IOSCO は、FMI、当局、公衆に向けて、新原則についての情宣活動を行う予定である。

CPSS-IOSCO 基準見直し運営グループ共同議長

河野 正道

ウィリアム・C・ダドリー